

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

市民が 生きがいを持って

安心して暮らせる 相馬市を目指して

～市民が つながり、助け合い、支えあう 地域共生社会～

市の最上位計画である「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」では、5つの基本理念として「市民参画による協働で創る相馬市」「安全・安心が実感できる相馬市」「子どもたちが将来に希望をもてる相馬市」「いきがいをもって働くことができる相馬市」「高齢者がいつまでも健やかに暮らせる相馬市」を掲げ、福祉関連施策や地域づくりを推進しています。

このたび、地域福祉計画を策定するにあたり、本市における福祉施策の推進を図るため、「市民が 生きがいを持って 安心して暮らせる 相馬市を目指して ～市民が つながり、助け合い、支えあう 地域共生社会～」を基本理念に掲げ、市民が安全・安心に心豊かな生活を送ることができる地域を築くため、様々な福祉施策を展開していきます。

本市は、既に、高齢者に関する支援や、障がい者・障がい児に関する支援、子ども・子育てに関する支援、防災・減災に関する取組など、様々な面において地域共生社会の実現に向けた施策を行っていますが、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様性に伴い、市民一人ひとりが抱える生活課題も複雑・複合化しています。このような中、地域共生社会の実現には、市民一人ひとりが地域において役割を持ち、支え合い・助け合いながら、健やかに安心して暮らせる社会の構築が求められています。

国においては、市民の価値観や福祉ニーズが多様化する中で、公的な福祉サービスや行政だけでは支援が行き届かない現状があるため、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手といった関係を超えて、地域の多様な人・団体・関係機関が「我が事」として役割を持ち活躍できる社会の実現を推進しています。

本計画では、ソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、市民一人ひとりが主体的に地域福祉に取り組み、市民相互に助け合う・支え合う地域づくりを目指すとともに、様々な生活課題・福祉課題の解消に自分ごととして関わり、地域共生社会の実現を目指すという考えのもと、地域福祉を推進します。

⁴ 社会的に弱い立場にある人々も含め、誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという理念。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての住民が地域で暮らしていることを意識し、その地域の中で互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会をつくっていくことが重要となります。

本計画においては、次の4つを基本目標として設定し、それぞれの基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本目標1 協働・支え合いの地域づくり

地域共生社会では、支え手と受け手という固定した関係を超えて、地域において住民同士が助けあい、支えあう関係が必要となります。

身近な関係で、お互いの問題や困りごとを助け合って解消していけるような関係づくりと、「できる人が、できる時に、できることを行う」ような、持続可能な協働・支え合いの地域づくりを目指します。また、生活課題を抱える住民の早期発見・早期対応に対応できる体制づくりに努めます。

基本目標2 安全・安心な地域づくり

地域において住民が安心して生活を送るため、日頃から災害や犯罪に備えるなど安心・安全なまちづくりが求められています。地域や各種団体との連携や協力による防災・減災対策の推進に加え、防犯対策についても推進します。

また、地域において安心して暮らしていくためには、施設や設備といったハード面の整備、環境づくりも必要となります。バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

さらに、誰もがいきいきと地域で住み続けられるよう、包括的な相談支援体制の充実や、福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、多様なニーズに対応できる体制づくりを推進します。

基本目標3 生きがいを感じる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に、いきいきと暮らしていくには、健康増進や疾病の予防、治療、介護サービスといった保健医療・福祉サービスの適切な利用等が重要です。

各種サービスの情報提供やサービスにつなげる支援を推進するとともに、制度の狭間にある課題解消に取り組んでいくために、関係機関や多様な主体との連携に努めます。

また、健康増進についても意識づけを推進します。

基本目標4 地域福祉推進の環境づくり

地域福祉の推進には、住民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。少子高齢化の進行や人間関係の希薄化等により、「互助」「共助」の重要性がより高まっている中で地域福祉を推進していくためには、地域福祉に対する住民の理解と意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる人材の確保と育成が必要です。

このため、住民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供に取り組むとともに、地域福祉を担う人材を確保・育成する取組や住民による様々な活動の活性化を支援します。

3 施策の体系

